

真狩村地域再エネ導入戦略策定業務 仕様書

本仕様書は、真狩村（以下「本村」という。）が行う真狩村地域再エネ導入戦略策定業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募するにあたり、必要とする基本事項について定める。

1. 業務名

真狩村地域再エネ導入戦略策定業務

2. 業務の目的

本村では、令和4年3月に脱炭素社会の実現に向けてのゼロカーボンシティ宣言を行い、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととした。

宣言後においては、本村の地域特性の有効活用や地域資源をフルに活用した再生可能エネルギーの導入により、エネルギーの地産地消と経済の活性化といった地域課題を同時に解決するための具体的戦略の策定が重要となる。

このため、本業務において2050年までの脱炭素社会を見据え、温室効果ガス吸収源の整備など地域資源を最大限活用することで、再生可能エネルギーポテンシャルやゼロカーボンのみならずマイナスカーボン実現に向けた目標設定とロードマップを策定し、その目標を実現するための具体的施策を検討する。

3. 業務の対象区域

真狩村全域

4. 業務内容

以下の業務について、本村と協議のうえ実施する。なお、業務内容は計画策定に係る協議会での協議を踏まえて各業務を実施する予定であり、内容の変更や他に業務遂行に必要な事項を求める場合がある。

- (1) 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集および現状分析
 - ・本村における自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料の収集及び整理を行う。
 - ・区域内の部門ごとにおけるエネルギー需要及び温室効果ガス排出量の状況について把握する。

- ・区域内における再生可能エネルギー導入状況の情報収集及び課題分析を行う。
 - ・区域内における温室効果ガス排出量削減に向けた取組状況の情報収集及び課題分析を行う。
 - ・村民及び事業者の地球温暖化対策や再生可能エネルギー導入に関する意識、意向及び取組状況を把握するため、アンケート調査等を行う。
- (2) 地域の特性や削減対策を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計
- ・地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、今後、追加的な対策を実施しないと仮定した場合の将来の温室効果ガス排出量について推計を行う。
 - ・温室効果ガス排出削減対策の効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計を行う。
- (3) 地域の温室効果ガスの排出量将来推計を踏まえた脱炭素ロードマップ及び地域の将来ビジョンの作成
- ・地域の温室効果ガス排出量将来推計を踏まえ、温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた排出・吸収量の将来推計と、脱炭素社会の実現に向けて必要な技術、施策、事業、行動変容等を明らかにした脱炭素ロードマップ及び2050年脱炭素社会の将来ビジョンを作成する。
- (4) 地域の再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再生可能エネルギー導入目標の作成
- ・再生可能エネルギー全般にわたる導入ポテンシャルの調査を行う。また、本調査結果における各再生可能エネルギーが及ぼす本村のエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の影響量を評価する。
 - ・最新の再生可能エネルギー技術に関する情報や導入事例について調査する。
 - ・エネルギー消費量の指標となるデータを基に将来のエネルギー消費量を推計する。推計の際は温室効果ガス排出量削減対策効果を考慮する。
- (5) (3) 及び (4) を実現するために必要な施策の検討
- ・現実的に実現可能な再生可能エネルギーによる事業の導入目標と地域課題の解決を同時に達成するための施策について検討する。
- (6) (1) から (5) までの事業の実施に当たり、地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等の開催。
- ・地域の関係者等と合意形成を行うための専門的知見を要する会議等

について支援を行う。

- (7) (1) から (6) までの内容を取りまとめ、業務報告書を作成するとともに、業務報告書の概要版を作成する。

5. 履行期間

契約締結の翌日から令和6年1月26日（金）まで

6. 成果品

本業務の成果品として以下を取りまとめて提出すること。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 業務報告書（概要版） | 2部 |
| (3) その他関係書類 | 一式 |
| (4) 上記を格納した編集可能な電子データ | 一式 |

7. 成果品の権利

- (1) 本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用权等の諸権利は本村に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。

なお、本業務が完了した後においても受注者の責めに帰すべき理由により不良個所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

- (2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他の権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

8. その他

- (1) 本業務は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会が公募した「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援事業（第1号事業の1）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、本村と打合わせを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (3) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合

は、その都度本村と協議を行い決定すること。

- (4) 本業務の遂行において本村から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本村と協議のうえ貸与を受けることとする。なお、資料の貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに返却しなければならない。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧しなければならない。
- (5) 本村の個人情報保護条例等の関係法令を遵守すること。